

(別紙)

コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める意見書

長期化するコロナ危機の中で、営業自粛による中小企業の経営危機や労働者の解雇などが広がり、戦後最悪の不況に見舞われています。収入減で「1日1食」に切り詰めるなど、「食べたくても食べられない」人たちが増えています。

全国で取り組まれている食糧支援の取り組みやフードバンクには、職と住まいを失い、食べることすらままならない人々が多数訪れ、米をはじめとする食料の配布が歓迎されています。

その一方、米をはじめとする農産物の需要が減少し、過剰在庫による価格低迷に農家が苦しんでいます。米については、需要減を理由に史上最大の生産量の削減が実施されています。食べられない人々がいる一方で米を作らせない、こんな矛盾はありません。

アメリカは昨年、余剰になった農畜産物を買上げ、生活困窮者への食料支援に提供したのに続き、今年も低所得世帯やシングル家庭、貧困高齢者への食料配付補助など支援政策を強化しています。

日本では農林水産省が政府備蓄米を子ども食堂に無償提供していますが、「食育」の範囲の微々たる量に限られています。これではコロナ禍で苦しむ人々を救済することはできません。

今、コロナ禍の中で増えている生活困窮者への支援の拡充を求める声が与野党を超えて強まっています。

今こそ、政府の責任で行き場を失った農産物を、困窮する国民に提供する食料支援策を実施する時です。

記

- 一、 コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を講じてください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月21日

新潟県南蒲原郡田上町議会